



資料編

1 用語解説

【五十音順】

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）

1965年（昭和40年）に国連総会で採択された条約。あらゆる種類の人種差別の撤廃と、人種間の理解促進のために適切な施策を早期に行うよう、締結国に求めている。わが国は1995年（平成7年）に批准。

HIV

「ヒト免疫不全ウイルス」のこと。人の免疫細胞に感染し、免疫細胞を破壊して、後天的に免疫不全を発症させる。「エイズ」はHIVの感染により発症した後天性免疫不全症候群のことであるが、HIV感染者が必ずしもエイズを発症するというわけではなく、「HIV感染症」即ち「エイズ」ではない。

えせ同和行為

「同和問題は避けたほうがよい」との誤った意識に乗じて、あたかも同和問題の解決に努力しているかのように装って不当な寄付を募ったり、義務なきことを要求する行為のことをいう。

えせ同和行為は、これまで同和問題の解決に真摯に取り組んできた人々や同和関係者に対するイメージを損ねるばかりでなく、これまで培われてきた教育や啓発の効果を覆し同和問題に対する誤った意識を植え付けるという悪影響を生じさせるなど、問題解決の大きな阻害要因となっており、毅然たる態度で対処することが臨まれる。

合計特殊出生率

一人の女性が一生の間に産む子どもの平均人数。15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、合計特殊出生率が低いほど少子化が進行していることになる。

国際人権規約

①経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、②市民的及び政治的権利に関する国際規約、③市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書、の3つから構成される人権規約で、1966年（昭和41年）の国連総会で採択された。わが国は、①及び②の2つの規約について、1979年（昭和54年）に批准している。

固定的な性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」というように、男女は初めからその役割が異なり生き方があらかじめ決まっているという考え方や、そのような役割を期待すること。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）

1979年（昭和54年）に国連総会で採択された条約。女子が女子であるという理由のみによって生き方を制約されることなく、男子と平等な権利・機会・責任を享受できる完全な男女平等を実現することを目的として、漸進的に措置を取ることが締結国に求められている。わが国は、1985年（昭和60年）に批准している。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）

人権擁護推進審議会の答申を受け、2000年（平成12年）12月、人権教育・啓発を推進することを目的として制定された法律。

人権教育のための国連10年

1994年（平成6年）の第49回国連総会において、世界的な規模で人権に対する理解が深まり、人権という普遍的文化が構築されることを目指して、1995年（平成7年）から2004年（平成16年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることが決議された。この期間において、各国に対して、国内行動計画の策定や、あらゆる学習の場における人権教育の推進などが求められた。わが国においては、1995年（平成7年）12月に内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」が設置され、1997年（平成9年）7月には、国内行動計画が策定された。

人権週間

1948年（昭和23年）、第3回国連総会において「世界人権宣言」が採択され、採択日の12月10日を「人権デー」と定めた。日本では、この「人権デー」を最終日とする一週間（12月4日～10日）を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに、人権尊重思想の普及高揚に努めている。

ストーカー行為

特定の人に対して、恋愛感情又はそれが満たされなかつたことによる怨恨の感情を充足する目的で、つきまとい、待ち伏せ、見張り、押し掛け等、法律に定める類型の行為を反復すること。

性的指向

恋愛や性愛の対象としてどのような性別を求めるかということ。異性愛、同性愛、両性愛など。

性同一性障害

生物学的には男性か女性のいずれかに正常に属しているながら、自分の身体的な性別を受容できず、人格的には反対の性であることのほうが自然と確信している状態。

世界人権宣言

1948年（昭和23年）12月10日の国連第3回総会で採択された国際的な人権宣言。市民的・政治的自由の他に経済的・社会的な権利について、各国が達成すべき基準を定めている。

セクシュアル・ハラスメント

「性的いやがらせ」という意味で用いられる言葉。労働や教育など、公的な場における社会関係において、他者を性的対象物におとしめるような行為を為すこと。特に、労働の場において、女性に対して、女性が望んでいない性的意味合いをもつ行為を、男性が行うこと。

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができるよう、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画できる社会のこと。

ドメスティック・バイオレンス（DV）

夫婦及び恋人等の密接な関係にある男女間で行われる暴力的行為（暴力又はそれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動）。

ノーマライゼーション

障害者を特別に扱うのではなく、一般の社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に助け合って生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。デンマークのバンク・ミケルセンが知的障害者の処遇に関して唱え世界へ広まった、障害者福祉の重要な理念。

バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去するという意味。もともとは建築用語で、建物内の段差等の物理的障壁の除去を意味するが、より広く、障害者等の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられている。

パワー・ハラスメント

「権力いやがらせ」という意味で用いられる造語。会社などで職権などのパワーを背景にし、本来の業務の範囲を超えて、継続的に、人格と尊厳を傷つける言動を行い、就労者の働く環境を悪化させる、あるいは雇用不安を与えること。

ハンセン病

「らい菌」によって主に皮膚や末梢神経が侵される慢性の細菌感染症。感染力は極めて弱く、現在では治療法が確立され、適切な治療により完治する。

プロバイダ

「インターネットサービスプロバイダ」の略称。インターネット接続サービスを提供する電気通信事業者のこと。